

# ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 報告書概要

## ストーカー行為等の現状及び検討の方向性

### 1 ストーカー行為等の現状

- ・ 認知件数、検挙件数、警告・禁止命令等の件数は、いずれも法施行後最多
  - ・ 平成25年ストーカー規制法改正
- 依然として重大事案が発生  
→ 警察・関係機関が更に一歩踏み込んだストーカー対策を行うことが求められている

### 2 検討の方向性

- 被害者支援団体、ストーカー事件御遺族等からヒアリングを実施  
現行のストーカー規制法はストーカー対策に一定の効果をもっているが、
- ・ ストーカー規制法によるストーカー行為等の規制を更に有効なものとするためにはどうすればよいか
  - ・ ストーカー行為等の規制に限らず、どのような効果的な対策を行うことができるか
- という方向性から、ストーカー対策の在り方全般について幅広く議論

## ストーカー行為等の規制の在り方

### 1 規制対象行為の拡大等

- (1) SNSを利用したつきまとい等
  - ・ SNSを用いたメッセージ送信をつきまとい等として法の規制対象とするべき
  - ・ 将来を見据えて意思の伝達手段を包括的に規制する方向で検討すべき

- (2) 「はいかい」行為

「はいかい」行為を法の規制対象とするべき

- (3) 目的要件

目的要件を撤廃する必要性、撤廃した場合の問題点等について、今後の課題として更なる研究が必要

### 2 禁止命令等の制度の見直し

必要な手続を確保しつつ、現場においてより迅速かつ効果的な命令を発出できるよう総合的に検討すべき

### 3 ストーカー行為罪の罰則の強化等

- (1) 罰則の強化

国民生活に重大な脅威を及ぼしているストーカー行為の抑止を図るため、刑法等の罰則との均衡に配慮しつつ、罰則を引き上げるべき

- (2) 非親告罪化

現在では、ストーカー行為は重大な犯罪につながるおそれが強いものと認識されていることや、被害者保護のため迅速な捜査・取締りが求められていることから、非親告罪とする方向で一層の議論がなされるべき

- (3) 常習累犯規定

ストーカー行為自体が行為の反復を予定していること、刑法の再犯加重規定との関係等を踏まえれば、慎重な議論が必要

## 被害者等を支援するための取組

警察だけでなく、司法・福祉・医療・教育等の関係機関、民間団体等も積極的に関与し、社会全体で行なわなければならない

### 1 支援体制の整備

- (1) 警察における体制整備

相談・保護等へ対応するため、ストーカー事案を担当する警察官を大幅に増員すべき。被害者の多くは女性であることなどを考慮すれば、特に女性警察官を中心とした体制の抜本的増強を図ることを検討する必要

- (2) 各機関における体制整備

- ・ 関係機関による積極的な情報提供、支援機能の大幅な拡大・充実が必要
- ・ 被害者支援の中心的役割を果たす機関について検討すべき

### 2 被害者の一時避難等の支援

- ・ 一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の措置、長期的避難のための支援措置の在り方を検討する必要
- ・ ストーカー被害者の経済面からの支援方策も検討すべき

### 3 被害者情報の保護

- ・ 職務関係者による被害者の秘密保持を徹底するための取組を推進する必要
- ・ 住民基本台帳閲覧制限等支援措置の厳格な運用を図る必要
- ・ 被害者情報が行為者に渡ることを防止するための措置を検討すべき

### 4 被害者等に対する情報提供等

- ・ 警察や関係機関による事案の特徴、自己防衛手段等の周知・啓発が必要
- ・ 被害実態等の把握のための調査研究の推進について検討すべき

### 5 ストーカー予防のための教育等

- ・ 教育現場におけるストーカーの被害者にも加害者にもならないための具体的な教育を推進する必要
- ・ 教育指導を適切に実施し、子供からの相談に適切に対応するためには、教員に対する研修も必要

## 加害者対策の在り方

- ・ 精神医学的・心理学的手法に関する調査研究を推進し、より効果的な加害者対策につなげることを期待
- ・ 関係省庁、医療機関等が連携の上、様々な段階で加害者に更生プログラムを実施することなどについて検討すべき